

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

上砂川町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道空知郡上砂川町

3 地域再生計画の区域

北海道空知郡上砂川町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は1952（昭和27）年の32,103人をピークに減少し、住民基本台帳によると2022（令和4）年3月末現在では2,660人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、人口減少が続き、2045（令和27）年には1,116人になると予測されている。

年齢3区分の人口動態をみると、2022（令和4）3月末時点の年少人口は181人、生産年齢人口は1,124人、老年人口は1,355人となっている。生産年齢人口の減少率は年々緩やかとなっているものの、年少人口の急激な減少と老年人口の増加基調により、令和4年4月1日現在の高齢化率は50.9%となっており、少子高齢化の状況が進んでいる。

本町の自然動態をみると、1980（昭和55）年代より一貫して出生数が減少している中、死亡数は横ばいで推移しており、1985（昭和60）年以降は死亡数が出生数を上回り、2021（令和3）年では自然減が71人（出生者数10人、死亡者数81人）となっている。なお、合計特殊出生率については、2018（平成30）年時点で1.28となっている。

社会動態をみると、1970（昭和45）年代後半、1980（昭和55）年代後半の炭鉱合理化や閉山、1990（平成2）年代の炭鉱閉山関連企業の縮小・撤退等の影響により転出者が急増、その後は誘致企業の進出等により新たな雇用が創出されたものの、社会減少の傾向は続き、2021（令和3）年では社会減が32人（転入者数66人、転

出者数 98 人) となっている。

人口減少の最大の要因は若年層の流出にあり、進学・就職を機会とした都市部への転出が顕著であり、このまま推移すると今後も人口減少に歯止めをかけることができず、生産年齢人口を中心とした労働力不足による地域経済の縮小化が進行し、町としての行政運営にも支障を来すことが懸念される。

本町がこれから人口減少問題に対応していくためには、出生率の向上による自然動態の改善及び移住・定住人口の増加による社会動態の改善により人口減少に歯止めをかけるとともに、人口構造の若返りを図ることが必要である。

一方で避けることができない超高齢化社会・人口減少社会を前提とした、効率的かつ効果的な社会基盤づくりの視点を持つことが重要である。

これらの課題に対応するため、本町においては次代を担う若い世代が町に住み、安心して働き、希望どおり結婚・妊娠・出産・子育てを実現するとともに、高齢者がより一層活躍できる地域づくりを推進することにより、まちの将来像である「ゆめと希望に満ちた輝くまちの創生」の実現に向け、以下の5つの基本目標を本計画に掲げ、積極的に推進する。

- ・基本目標 1 健康でいきいきと暮らせるまち（健康・福祉）
- ・基本目標 2 あらゆる世代が豊かな心を育むまち（教育・文化）
- ・基本目標 3 安全で生活環境が整ったまち（安全・安心）
- ・基本目標 4 魅力と活力があふれるまち（産業・雇用・観光）
- ・基本目標 5 みんなで創るまち（地域・行政）

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与 する地方版 総合戦略の 基本目標
ア	合計特殊出生率	1.28	1.38	基本目標 1
	平均自立期間	男 78.1歳	男 78.4歳	

		女 83.5歳	女 83.9歳	
	介護保険第1号認定率	23.2%	20.3%	
イ	学校と家庭のネット接続 環境整備率	100%	100%	基本目標 2
	公設学習塾参加率	44.0%	60%	
ウ	町営住宅空き家率	39.3%	27.2%	基本目標 3
	自主防災組織の結成	0 地区	8 地区	
	有害鳥獣捕獲頭数	エゾシカ80頭 アライグマ40頭	エゾシカ100頭 アライグマ50頭	
エ	町内の事業所数	69事業所	74事業所	基本目標 4
	町内企業で働く従業者数	281人	300人	
	観光客入込客数	10.2万人	12.0万人	
オ	転出超過数	32人/年	29人/年	基本目標 5
	経常収支比率	80.8%	80.0%	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

上砂川町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 健康でいきいきと暮らせるまちづくり事業

イ あらゆる世代が豊かな心を育むまちづくり事業

ウ 安全で生活環境が整ったまちづくり事業

エ 魅力と活力があふれるまちづくり事業

オ みんなで創るまちづくり事業

② 事業の内容

ア 健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進事業

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援体制の整備と、保健・医療・福祉サービスが充実し、誰もが安心して生活できる環境を整えたいいきいきと暮らせるまちを目指す。

【具体的な事業】

- ・ 経済的不安を減少し、安心して出産するための支援や妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援の実施等、安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進
- ・ 障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点の体制整備や認知症者に係る自立生活支援サポートの実施等、地域共生社会づくりの推進
- ・ 健康運動指導士による専門的な運動指導のほか、生活習慣病やフレイル対策等生涯にわたる健康づくりの推進 等

イ あらゆる世代が豊かな心を育むまちづくりの推進事業

児童・生徒が個性や能力を伸ばせるよう、地域及び学校における教育力・教育環境の充実と青少年の健全育成に取り組むほか、町民の幅広い生涯学習活動、スポーツ活動、文化芸術活動の意欲を高めるため、多種多様な活動機会を提供する等、あらゆる人が豊かな心を育むまちを目指す。

【具体的な事業】

- ・ 快適な学習環境の整備や学校・家庭・地域が一体となり子どもを育てる環境整備等、子どもたちが健やかに成長する教育の推進
- ・ 幼少期から「学ぶ」環境の整備と子どもたちがその学びを通じて運動能力を高めるほか、社会性を培う環境整備等、生涯にわたり学べる環境づくりの推進 等

ウ 安全で生活環境が整ったまちづくりの推進事業

発生が予想される災害等のあらゆるリスクに備える防災対策や防犯・交

通安全対策の強化、消防体制の充実に取り組むとともに、住環境整備や道路・上下水道の整備、身の回りの衛生、生活環境の保全に取り組み、安全で生活環境が整ったまちを目指す。

【具体的な事業】

- ・各団地の機能維持と長寿命化を図るほか、道路ストック点検による計画的な道路整備等快適で住みよい環境づくりの推進
- ・防災体制の構築や防犯対策、交通安全対策のほか、消費者被害防止対策等安全安心に暮らせるまちづくりの推進
- ・ヒグマやエゾシカの捕獲・駆除実施のほか、リサイクル可能な資源物の分別回収によるごみの減量化及び資源の有効活用等やさしい環境づくりの推進 等

エ 魅力と活力があふれるまちづくりの推進事業

地域経済の継続的な発展を図るため、企業の育成、起業・創業の支援や活性化等による商工業の推進と安定、労働力の確保に取り組むほか、まちの賑わいを創出するため、観光資源の活用やイベントに取り組み魅力と活力があふれるまちを目指す。

【具体的な事業】

- ・地域密着型生活支援事業や経済対策、町民の消費拡大のほか、買い物対策、新規事業者への支援等活力ある商工業の推進
- ・新增設に伴う企業の設備投資に対する助成及び雇用に対する助成措置のほか、企業が持つ魅力の情報発信、雇用対策支援等安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進
- ・豊かな自然を最大限に活用した新たな観光スポットの創出や上砂川岳温泉パンケの湯の集客力アップ、地域おこし協力隊との連携によるイベント・特産品の開発等観光資源の活用と魅力づくりの推進 等

オ みんなで創るまちづくりの推進事業

町民と行政が一体となった協働によるまちづくりと多様化する町民ニーズに対応した行政サービスを提供できる体制づくりに取り組むほか、移住・

定住対策等人口減少対策に取り組むとともに、幅広い分野での広域的な連携を図り、町民みんなで創るまちを目指す。

【具体的な事業】

- ・自治会連絡協議会との連携による地域活動の支援や町民の意見を反映した協働によるまちづくり等、ともに行動するまちづくりの推進
- ・女性の活躍促進に向けた環境づくりや啓発活動の充実等男女共同参画の推進
- ・近隣市町や中空知定住自立圏との連携強化による行政事務の効率化等広域連携の推進 等

※なお、詳細は第2期上砂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

570,000千円（2022年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度12月頃に、地方創生総合戦略の策定時において意見聴取した「上砂川町まちづくり町民会議・総合戦略策定委員会」による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで